

水戸市中心市街地活性化協議会運営委員 第2回運営委員会出席者名簿

【平成21年2月17日(火) 午後2時～午後4時】

茨城県産業会館 大会議室

(順不同・敬称略)

	所属団体・事業所等	氏名	出欠
協議会 構成員 委員	水戸商工会議所 副会頭	鈴木 重男	
	水戸商工会議所 中部ブロック協議会長	黒澤 輝子	委任状
	水戸商工会議所 商業振興委員会委員長	大園 哲生	委任状
	水戸商工会議所 まちづくり委員会委員長	深谷 邦夫	
	NPO 法人茨城の暮らしと景観を考える会 代表理事	三上 靖彦	×
	水戸市商店街連合会 副会長	大橋 章	
	駅前地区商店会 代表	久米 勝	委任状
	南町地区商店会 代表	中村 眞一	
	泉町地区商店会 代表	金澤 克憲	
	大工町地区商店会 代表	根本 輝一	委任状
	(株)水戸京成百貨店 総務部長	今井 真澄	委任状
	茨城県バス協会 専務理事	瀬谷 憲雄	委任状
	(株)常陽銀行 公務渉外部地域支援グループ次長	井口 猛	
	リリー文化学園 校長	入江 清芳	
	(株)茨城新聞 編集局長・NIE担当	滝本 政衛	委任状
	大工町一丁目市街地再開発組合 副理事長	平松 克章	×
	茨城大学 人文学部 教授	齋藤 典生	
	水戸市産業経済部 参事(中心市街地活性化担当)	大平 悟	委任状
水戸市産業経済部 商工政策課長	高畑 孝	×	
水戸市都市計画部 都市計画課長	小川 毅	委任状	
法定外 構成員	(株)横須賀満夫建築設計事務所 代表取締役	横須賀 満夫	
	(株)葵建設工業 代表取締役	栗原 英則	
	(株)JR東日本水戸支社 企画室長	高畑 治	
	水戸市芸術振興財団 事務局長	大津 良夫	×
	常磐大学 コミュニティ振興学部 教授	井上 繁	委任状
	水戸市駐車場業組合 会長	川上 典夫	
	(株)まちプラン研究所 所長	林 雄一	
	まち里研究	松本 治郎	委任状
	常陽地域研究センター 事務局長	木村 福一	
	(株)常陽産業研究所 地域振興部主任調査役	海老原 健	
	NPO法人茨城NPOセンター commons 常務理事	横田 能洋	委任状
	(有)アイブ・アールズ あおぞらテイク・ビジネス水戸 取締役	岩下 由加里	
泉町一丁目北地区市街地再開発準備組合 理事	綿引 甚介	×	
NHK水戸放送局 副局長	吉田 雄一	委任状	

・・・出席 ×・・・欠席 委任状・・・委任状出席

水戸市中心市街地活性化協議会 第2回運営委員会 議事録

- 【件名】 水戸市中心市街地活性化協議会 第2回 運営委員会
【日時】 平成21年2月17日(火) 14時~16時
【場所】 茨城県産業会館 第会議室
【出席者】 ・委員定数 34名
・出席者数 28名(内委任状出席13名 出席者名簿:別紙)
・ワザバ 1名(県中小企業課)・事務局 4名
【議長の指名】 運営委員長 齋藤典生
【議事録作成】 水戸会議所 振興部 商工振興課
【議題】

(1) 水戸市新中心市街地活性化基本計画(案)に対する水戸市中心市街地活性化協議会の意見について

【議事等の概要】

1. 開 会

定刻になり、事務局が出席者数を報告。定数を満たしていることを確認、水戸市中心市街地活性化協議会運営委員会の開会を宣言した。

2. あいさつ

議事に先立ち、齋藤典生運営委員長があいさつ。

議事に入る前に、事務局から運営委員の変更(職務執行者)を報告。

(財)常陽地域研究センターで人事異動があり、永盛清氏に代わり新たに事務局長の木村福一(きむらふくいち)氏が運営委員となる旨を報告。

その後、規約(第16条7項)により齋藤典生運営委員長が議長となり議事を開始した。

3. 議 題

(1) 水戸市新中心市街地活性化基本計画(案)に対する水戸市中心市街地活性化協議会の意見について

議長は、基本計画案は、中心市街地活性化法に基づくものではないが水戸市としては本基本計画(案)をこれから5年間の中心市街地活性化へ向けた施策の計画として位置付けている。こうしたことから協議会が基本計画の国への申請・認定といった前提といった点については、ひとまずペンディングとし、基本計画(案)の内容について運営委員の意見をいただき集約を行ない、26日の協議会臨時総会へ上程することを説明。

また、意見書(案)の構成(意見書の枠組み)についても議長案を提示、

1. 本基本計画案に対する協議会としての総合的な意見
2. 本基本計画案に対する追加事項
3. 本基本計画案に対する要望事項
4. 本基本計画案を推進する上で市と協議会との関係に対する意見要望

この構成(案)についても基本計画(案)に対する意見とともに運営委員の意見を伺いたいとし、各委員に意見を聞いた。

【各委員の意見は以下のとおり(事前に提出された意見を含む)】

- ・活性化の目標を「県都にふさわしい魅力と活力にあふれる中心市街地」としているがその目標と具体的内容を明確にする。
- ・商品販売額や歩行者通行量の減少要因に県庁移転など公共施設の郊外化を追加する。
- ・【商業等の活性化のための事業に対する評価】において、活性化事業として実施されたイベント事業はTOMを活用した事業も多く一体として評価すべき。
- ・まちづくりを推進する体制を強化するためまちづくり会社等が必要。
- ・市庁舎の中心街への移転について計画に組み込み検討すべき。
- ・観光・アメニティ施設の建設を検討すべき。
- ・観光と商業一体となった施策が必要。
- ・持続し定着するような活性化のためのソフト事業が必要。
- ・商業にこだわらず、中・長期的な視点で都市産業の振興や農業と中心街の係りを考えることも必要である。
- ・歴史まちづくり法を活用した街づくりも検討すべきである。
- ・経済環境、社会環境、都市環境それぞれの課題に対してそれぞれの施策がどう関連するか説明が必

要。

- ・後継者・次世代リーダーの育成支援や商店会等の枠組みを越えた若手経営者らのネットワーク形成の支援などが必要。
- ・まちづくり3法に沿った計画書とするならば「数値目標」は必要である。
- ・現状に関する統計データの活用は直近の数値をもとにすべき。
- ・官民一体となった推進体制とするためにも市と協議会は、連携して基本計画を推進していくことを強く明記する。
- ・基盤整備において再開発や民間による住宅整備などは今の社会・経済環境にあっていない。市民等の理解と支援を得られるものでなければならない。
- ・各種施策が相互に関連して賑わいの創出につながるがそのための仕組みがない。
- ・活性化の核となる事業、波及効果のある事業を優先するなど施策に強弱をつける。
- ・中心市街地だけを視野にせず、ポーター（隣接部分・千波湖等）の状況・ネットワークを考えると市街地の特性も見えてくる。
- ・環境保全の考えを示す。
- ・中心街に高齢者向けの介護施設・住宅等（空きビルを活用するなど）が必要。
- ・施策名では事業の内容が不明。市民にも分かりやすい記載の仕方をすべき。
- ・「水戸城復元」「地下駐車場の有効な活用」「ワンコインバスの運行」「泉町北地区の再開発の推進」「空き店舗への行政施設の移転」
- ・旧基本計画における実施状況の分析と説明が必要。
- ・にぎわいを生む活性化事業の支援にインターネットを活用した情報収集・提供事業（平成16年度～・水戸商工会議所が事業主体の「まちなかナビ」）の追加
- ・市の活性化推進委員会とトップレベルでの意見交換会を年1回程度開催
- ・協議会を事業主体とするとなっているが、協議会を役割は調整機能が主であり本来の事業主体は協議会を構成している団体や企業、個人であることを明確にすべき。主に協議会が主体となりえるのは、人材育成や啓蒙活動である。

委員からは、さまざまな意見が出されたが数値目標設定や推進体制のあり方など共通する項目が多数みられた。

議長は、これら各委員の意見について、この後、事務局と調整を行い、4つの項目に振り分け、意見書（案）として取りまとめを行ないたいが、については項目の振り分けや文章・文言等については一任いただきたい点、また、意見書の構成（案）について運営委員に諮った。

各運営委員からは異議は無く、意見書（案）については、今後、議長一任となり、2月26日に開催する協議会の臨時総会に上程することとなった。

16時00分 閉 会

以 上